

提供日 2023/03/27  
タイトル 地域連携薬局が100薬局に到達  
担当 健康福祉部 生活衛生局薬事課  
連絡先 薬事企画班  
TEL 054-221-2411



## 地域連携薬局 100薬局到達

～患者さんが安心して薬を使える体制を目指して～

特定の機能を有する薬局を県が認定する制度が令和3年8月から始まりました。

この制度は、薬局ごとの役割や特徴を示すことで県民が自分に合った薬局を選択できるようにするものです。

このうち、住み慣れた地域で患者さんを支える「地域連携薬局」が3月27日（月）に100薬局に到達しました。（47都道府県で12番目）

県は、県薬剤師会等と連携して、地域での薬局と医療機関等との連携モデル事業や研修会を実施することにより、認定取得を支援し、地域でより安心して薬を使うことができる環境を整備してまいります。

### ● 特定の機能を有する薬局の認定制度とは？

「地域連携薬局」と「専門医療機関連携薬局」を県が認定する制度

#### 1 地域連携薬局

- ・入退院時の医療機関等との情報連携や、在宅医療等に地域の薬局と連携しながら一元的・継続的に対応できる薬局
- ・医療機関等の情報共有、地域包括ケアシステムの構築に向けた会議への参加、在宅医療の参画の実績等が必要

#### 2 専門医療機関連携薬局

- ・がん治療を行う専門医療機関と治療方針などを共有し、抗がん剤などを使用する患者さんを支える薬局

### ● 地域連携薬局を探すには？

1 県薬事課「認定薬局について」のページに一覧を掲載しています。

<https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/eiseiyakuji/yakuji/1040703/1025343.html>

2 薬局や医療機関の検索サイト「医療ネットしずおか」から検索できます。

「医療機関・薬局を探す」⇒「薬局を探す」⇒「地域連携薬局の認定」

<http://www.qq.pref.shizuoka.jp/qq22/qqport/kenmintop/>